



定年退職者の方

定年前後に知っておきたい手続き 雇用保険と厚生年金の関係

受給額が多い方を選択できます

60歳を過ぎた方が退職する場合は、「雇用保険」と「老齢年金」のどちらも受給できるようになります。ただし、同時に両方を受給することはできないため、どちらを受給するのかはご本人の判断で決めることになります。

ここでは、雇用保険と年金の「どちらをもらった方が良いのか」、「年金の受給額が知りたいとき」や「年金相談センターを利用するときのポイント」をご紹介します。

本人による受給選択

雇用保険と厚生年金の受給を選択

「雇用保険」と「老齢年金」を両方受給することはできませんので、ご本人の判断でどちらを受給するのかを選択する必要があります。



「受給金額が多い方」を選択することが可能です

受給額を知る

雇用保険の受取額

雇用保険の基本手当の受取額は、ハローワークの「[基本手当について](#)」にてご確認ください。

厚生年金の受取額

年金の受取額は、直近に届いている「ねんきん定期便」でおおよその内容を確認できますが、「加給年金」や「繰上げ」や「繰下げ」などの金額は記載されていないため、こういったことも含めて確認するには「年金事務所」や「街角の年金センター」で受給額を教えてください。

マイナンバーカードや免許証など本人の確認ができる書類を持っていけば、住所地に関わらず全国のどこの年金事務所でもデータを確認することができます。なお、年金事務所へ行く前に、電話やインターネットで必ず事前予約をしてください。

【年金事務所や年金相談センターを利用する時の確認ポイント】

- ✓ 転職歴の多い人は障害の職歴・年金加入歴を整理しておく
- ✓ 自分の生年月日によって受け取れる本来の年金受給額を確認
- ✓ 加給年金額はあるのか、あるのであればいくらなのかを確認
- ✓ 「一部繰り上げ」や「全部繰上げ」を含めた繰上げ受給額や繰下げ額がいくらになるか確認
※受給開始年齢ごとの試算額を確認
- ✓ 転職または雇用継続した場合の給与額によって在職老齢年金がいくらになるか確認
- ✓ 配偶者の年金受給開始年齢やその年金額について確認
- ✓ 意味不明な用語や仕組みについてしっかり確認
- ✓ 繰上げ受給等の制度を利用することのメリットとデメリットを確認
- ✓ もらったデータの中で分からない専門用語について確認

医療費を10万円以上お支払いの方におすすめ -医療費控除支援サービス-



新サービス登場！

年間医療費 **10万円**以上
※総所得金額等が200万円未満の方は、総所得金額等の5%

支払っていませんか？

支払った医療費が10万円を超えていれば
確定申告の医療費控除で医療費が返ってくる可能性があります！

詳細はこちら